事業用資産についての 贈与税 相続税 の納税猶予の継続届出書

税務署受付印

※欄は記入しないでください。

令和＿＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

届出者　住所〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法 第70条の６の８第１項 第70条の６の10第１項 の規定による 贈与税 相続税 の納税の猶予を引き続いて受けたいので、

次に掲げる税額等について確認し、同条 第９項 第10項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

事業用資産の 贈与を受けた 相続(遺贈)があった 年月日			令和　年　月　日	
贈与者 被相続人	住所		氏名	

この届出書は、贈与者・被相続人ごとに作成してください。

１　特例(贈与・相続)報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）　令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

２　１の報告基準日における猶予中 贈与税 相続税 額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

【添付書類】

この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書（継続届出用）」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書（継続届出用）」及び「（同）別紙」※1
3	「必要経費不算入対価等の明細書」
4	「事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書（継続届出用）」※2
5	報告基準日における特例（受贈）事業用資産の区分に応じ、固定資産税の通知書の写し等（詳細は、裏面をご覧ください。）
6	特例（贈与・相続）報告基準日の属する年から死亡の日の属する年の前年以前３年内の各年における特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書※3
7	特例（受贈）事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例（受贈）事業用資産が６の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの

※１　「（同）別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

※２　今回の報告基準日の直前の報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額等がある場合に提出してください。

※３　特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例（受贈）事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。

関与税理士		電話番号	

※	通信日付印の年月日	（確認）	入　力	確　認	納税猶予整理番号
	年　月　日				

（資12⑥－11－Ａ４統一）（令6.6）

（裏）

１　届出書を提出する人

特例（受贈）事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の６の８第１項・同法第70条の６の10第１項）の適用を受けている特例事業受贈者・相続人等は、特例（贈与・相続）報告基準日※1の翌日から３か月を経過する日までに贈与税・相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出る必要があります※2。

※１　「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の６の10第１項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して３年を経過するごとの日をいいます。

※２　特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の６の８第６項又は第70条の６の10第６項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての相続税・贈与税の納税猶予の継続届出書」を使用してください。

２　記載方法等

⑴　標題の「贈与税／相続税」や本文の「贈与を受けた／相続(遺贈)があった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

⑵　「贈与者／被相続人」欄には、特例事業受贈者に係る贈与者又は特例事業相続人等に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

３　「特例事業受贈者・相続人等」とは、

⑴　「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の８第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

⑵　「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の10第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第２号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

４　【添付書類】の５の書類は、具体的には次の表のとおりです。

特例（受贈）事業用資産の種類	添付書類
地方税法に規定する償却資産	固定資産税の通知書の写し等（次の事項が記載されたものに限ります。） イ　償却資産の所有者の住所及び氏名 ロ　償却資産の所在、種類、数量及び価格
自動車・軽自動・原動機付自転車	自動車検査証の写し、自動車税等課税明細書の写し等で特例（受贈）事業用資産に該当することを明らかにするもの
果樹等	果樹等が所在する土地が耕作の用に供されていることを証する書類（農業委員会等に書類の発行の依頼をしてください。）